

条例公布第7号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月4日

宇和島地区広域事務組合
組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合火災予防条例（平成元年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3 の 2) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3 の 3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3 の 2) _____ 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3 の 3)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納す</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブ</p>

る設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) _____ 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

ルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

別表第3

種類		離隔距離 (cm)						備考		
		入力	上方	側方	前方	後方				
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ	14kw 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw 以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ	14kw 以下	80	0	-	0		
			据置型レンジ	21kw 以下	80	0	-	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が 800°C 以上のもの	-	250	200	300	200		
			使用温度が 300°C 以上 800°C 未満のもの	-	150	100	200	100		
使用温度が 300°C 未満のもの			-	100	50	100	50			
(略)										

備考 1 ~ 3 (略)

別表第3

種類		離隔距離 (cm)						備考		
		入力	上方	側方	前方	後方				
(略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ	14kw 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリル付こんろ	14kw 以下	80	0	-	0	
				据置型レンジ	21kw 以下	80	0	-	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50	
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	80	30	-	30
	上記に分類されないもの		使用温度が 800°C 以上のもの	-	250	200	300	200		
			使用温度が 300°C 以上 800°C 未満のもの	-	150	100	200	100		
			使用温度が 300°C 未満のもの	-	100	50	100	50		
	(略)									

備考 1 ~ 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の宇和島地区広域事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。